

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社IDホールディングス		コード	4709
提出日	2024/5/28	異動(予定)日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・個別の社外役員について記載内容の更新があるため。 			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	中村 あや	社外取締役	○													△						有
2	西川 理恵子	社外取締役	○																	○		有
3	白畑 尚志	社外取締役	○																	○		有
4	Thomas Owsley Rodes (通称名 Toby Rodes)	社外取締役	○																	○	新任	有
5	用 弘美	社外監査役	○																	△		有
6	入野 泰一	社外監査役	○																	○		有
7	田中 信哉	社外監査役	○																	△	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社グループの主要な取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社の出身者です。直近事業年度において、当社グループにおける同社の売上構成比は3.1%で、同社が属するIBMグループ全体では、売上構成比は17.4%となります。当社グループはIBMグループ全体と一定量の取引がありますが、同氏は当社第55期定時株主総会における社外取締役選任時の7年前に同社を退社しており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	社外取締役の中村あや氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、外資系大手IT企業および外資系大手ECサイト企業において、事業部門の要職を歴任し、IT分野、マーケティングに関するグローバルで高度な知見を有しています。また、就任以来、取締役会のみならず、各委員会においても、有効な意見・見解を示していただいていることから、引き続き、グローバルかつ女性の視点から、当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
2	該当事項はありません。	社外取締役の西川理恵子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学名誉教授として、外国法に関する豊富な学識、経験を有しており、他のIT企業の社外取締役の経験もあることから、本業界について十分な知見を有しています。また、就任以来、取締役会のみならず、各委員会においても、有効な意見・見解を示していただいていることから、引き続き、グローバルかつ女性の視点から、当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
3	該当事項はありません。	社外取締役の白畑尚志氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査法人の代表社員として、法人を牽引した経験があり、また公認会計士として、財務および会計に関する専門的な知識と豊富な業務経験を有しています。さらに、子会社「株式会社インフォメーション・ディベロップメント」の社外取締役として、有効な意見・見解を示していただいていたことから、引き続き、当社グループ経営へ適切な監督・助言をいただけるものと期待して、当社社外取締役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
4	該当事項はありません。	社外取締役のThomas Owsley Rodes (通称名 Toby Rodes) 氏は、米国の資産運用会社 Kaname Capital, L.P. の共同創業者かつ最高投資責任者です。同氏は、長年の資産運用会社の業務を通じて独自のスクリーニングモデルを開発し、投資先企業の経営陣と資本構成、コーポレート・ガバナンス等の分野で協働してきた経験を有しています。また、証券会社での業務を通じて、企業のリサーチ、分析に関する経験も豊富です。同氏が有するこれらの経験と能力を活かして、当社グループの企業価値のさらなる向上、資本政策・コーポレート・ガバナンスのさらなる推進に貢献できるものと期待し、当社社外取締役として選任しています。なお、同氏がその共同創業者・最高投資責任者を務めている Kaname Capital, L.P. は当社の株主ですが、当社が策定する「社外役員の独立性判断基準」に定める「主要な株主」には該当せず当社としては、同氏の独立性について問題ないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
5	当社グループの取引先である全日本空輸株式会社出身者です。直近事業年度において、当社グループにおける同社の売上構成比は0.004%ですが、同社が属するANAグループ全体では、売上構成比は2.3%となります。当社グループはANAグループ全体と一定量の取引がありますが、同氏は当社第55期定時株主総会における社外監査役選任時の4年前に全日本空輸株式会社を退社しており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	社外監査役の用弘美氏は、大手航空会社において要職を歴任し、現在、地方銀行において取締役監査等委員に就任しているなど、企業運営や監査に関する豊富な業務経験と知見を有しています。同氏が有するこれらの経験と識見が当社グループの実効的な監査に寄与いただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
6	該当事項はありません。	社外監査役の入野泰一氏は、経済産業省において、長らく我が国の経済および産業の発展に寄与された豊富な経験と知見、高い倫理観を有しています。同氏が有するこれらの経験と識見が当社グループの実効的な監査に寄与いただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
7	当社グループの取引先であるみずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、みずほ不動産販売株式会社の出身者です。当社グループにおける各社の売上構成比は、みずほ信託銀行株式会社0.7%、株式会社みずほフィナンシャルグループ0.5%、みずほ不動産販売株式会社0.2%ですが、株式会社みずほフィナンシャルグループが統括するみずほグループ全体では、7.8%となります。当社グループはみずほグループ全体と一定量の取引がありますが、同氏は当社第56期定時株主総会における社外監査役選任時の8年前に株式会社みずほフィナンシャルグループを退社しており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	社外監査役の田中信哉氏は、金融機関における豊富な業務経験を持つとともに、会社経営の経験も豊富です。また、現在、他社の独立社外監査役に就任しているなど、企業運営や監査に関する豊富な経験と知見を有しています。同氏が有するこれらの経験と識見が当社グループの実効的な監査に寄与いただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任しています。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。

4. 補足説明

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性を確保するための判断基準「社外役員の独立性判断基準」を定め、コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙として公表しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。